

平成22年第2回教育委員会記録

平成22年1月28日(木)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年1月28日(木) 午後4時06分～午後4時56分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理 長者 大橋 辰雄
 委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
 教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司
 教育部

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課 育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進長 岡本 勝実 学校適正配置 齊藤 俊朗
 課 担当 課長

学務課長 加藤 貴幸 社会教育 森田 師郎
 スポーツ課長

教育委員会 正田 智枝子 済美教育一長 小澄 龍太郎
 事務局副参事

済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔
 済七副所 統括指導主事

中央図書館長 和田 義広 中央図書館長 末木 栄
 中央

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(議案)

議案第3号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 平成21年度杉並区一般会計補正予算（第6号）

議案第8号 平成22年度杉並区一般会計予算

議案第9号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則

（報告事項）

- (1) 平成22年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (3) 平成21年度杉並区立図書館経営評価結果について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第9号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則	4
報告事項	
(1) 平成22年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について	5
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	6
(3) 平成21年度杉並区立図書館経営評価結果について	7
議案審議	
議案第3号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	11
議案第4号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例	13
議案第5号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	13
議案第6号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第7号 平成21年度杉並区一般会計補正予算(第6号)	16
議案第8号 平成22年度杉並区一般会計予算	16

委員長 少し時間おくれて申しわけありませんが、ではこれから平成22年第2回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が7件と報告が3件となっております。

日程第1、議案第3号から日程第6、議案第8号までの議案は、平成22年第1回区議会定例会の提出予定議案でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、以上の議案の審議については非公開といたしますが、よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第3号から議案第8号までの審議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第7、議案第9号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第9号につきましてご説明をいたします。

現在、教育委員会が政策等を策定するため、杉並区自治基本条例に規定する意見提出手続を実施する場合、その手続等を定めた教育委員会規則により実施しているところですが、平成18年に行政手続法の一部が改正され、意見公募手続が法定されたことを受け、規則に基づき実施している意見提出手続の内容を充実させることとし、先の区議会第4回定例会で杉並区区民等の意見提出手続に関する条例が可決され、平成22年4月1日から施行されます。そのため、この条例に基づき、教育委員会が実施する意見提出手続に関し、必要な事項を定める必要があることから、本議案を提出するものでございます。

それでは、議案の表紙を1枚おめくりください。

本規則の題名でございますが、現行の規則と同様に、杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則としています。

続きまして、第1条ですけれども、この規則の趣旨を規定してございます。

第2条ですけれども、この規則で使用する用語について規定をしてございます。

第3条ですが、政策等の案及び資料の公表の方法について定めております。公表の方法は、各号に記載の場所での閲覧または配付、ホームページ及び広報への記載でございます。

第4条ですが、意見の提出の方法について規定しております。第1項では、提出の方法は郵便、

閲覧場所での書面の提出、ファクシミリ、ホームページへの入力、その他としております。

第2項では、区民等が意見を提出する場合に、その意見に表示する事項を提出者ごとに規定してございます。

続きまして、第5条でございます。第5条は、結果の公表の方法について規定しております。第1項ですが、意見提出手続を実施して政策等を策定した場合の公表は、公表場所での閲覧等及び広報への掲載とします。

第2項でございますが、意見提出手続を実施したにもかかわらず、政策等を策定しないこととした場合、また緊急に政策等を策定する必要がある等のため、意見提出手続を実施しないで策定した場合の公表は、公表場所での閲覧等及び広報への掲載としてございます。

最後に、附則でございますけれども、第1項は、この規則は平成22年4月1日から施行することとしています。

第2項は、現在の規則を廃止することを規定してございます。

続いて、第3項ですが、現在の規則が廃止されるまでの間は、現行規則により行う必要があるのではないかとの疑義が生じるため、条例の規定に基づいて実施した手続は現在の規則により実施したものとみなすことを規定してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、特にご意見もご質問もないようですので、議案第9号は原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第9号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項の聴取に入ります。日程第8です。

初めに、「平成22年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について」の説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 平成22年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について、ご報告申し上げます。

採用選考実施日ですが、平成21年12月20日に論文選考を行いまして、12月26日、27日に面接選考を行いました。平成22年1月15日に合否判定会議を行い、先ほどの論文選考、面接選考等、杉並師範館での1年間の活動状況、教育実習等を踏まえまして、総合的に評価し、合否の判定をい

たしました。

受験者数は、杉並師範館塾生及び卒塾生の合計26名でございまして、この26名全員を合格といたしました。

今後の予定でございますが、3月の教育委員会において採用についてご決定いただき、4月1日付で正式に採用、配置を行いたいと考えております。

配置方針でございますが、杉並区学校教育職員を活用して学校の経営課題に積極的に取り組む方針を計画している学校及び30人程度学級を実施する学校に配置したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これは結構でございます。

では、次に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうからは、12月分の共催・後援名義使用承認一覧についてご報告させていただきます。

新規は合計3件でございます。

1ページおめくりください。

1ページ目、社会教育スポーツ課でございますが、子どもたちと芸術家の出あう街実行委員会主催でございます。「子どもたちと芸術家の出あう街2010」、東京芸術劇場ほかで行うものでございます。

次のページをおめくりください。

社会教育スポーツ課、社会教育センターのほうでございますけれども、大宮小学校PTA主催でございます。「もっと話そう！親子で育つ木」、これは家庭学級でございます。

3ページ目おめくりください。

加藤省吾童謡コンサート実行委員会主催でございます。「童謡・日本のうた『みかんの花咲く丘』コンサート」というものでございます。22年5月23日開催予定のものでございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。ございませんか。

どうぞ。

大橋委員 わかる範囲で結構なんですけれども、「もっと話そう！親子で育つ木」という大宮小学校の取り組みというのは、どういったものなのでしょう。

社会教育スポーツ課長 これはですね、1月の27日から2月の17日に2回行うものでございます。大宮小学校の図書室で行いますが、子どもに読ませたい本について親同士が情報交換する場というところでございます。未就学児から中学、高校生を持つ親が読書について語り合う子育て、自分育ての視野を広げると、そういう視点で行うものでございます。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、ありませんので、それで結構でございます。どうもありがとうございました。

続きまして、「平成21年度杉並区立図書館経営評価結果について」の説明を中央図書館次長からお願いします。

中央図書館次長 「平成21年度杉並区立図書館経営評価結果について」ご報告申し上げます。

この図書館経営評価につきましては昨年度から実施をいたしてございまして、今年度2回目ということになってございます。

1番としまして実施の趣旨でございますが、これは記載のとおり、前年同様ということになってございます。

2番の対象及び期間ですが、これは平成20年度の区立図書館13館の事業ということになります。評価結果及び改善策という3番でございますが、すべての図書館で、自己評価を行いました。こちらにございますように、運営管理業務の執行状況評価、サービス水準及び運営コスト評価という2つの面で自己評価を行いました。それに続きまして、中央図書館において現地調査等を行いまして、総括評価を実施いたしました。それにあわせまして、利用者の評価ということで、利用者満足度調査も行っております。

概要版がお配りしてあると思いますが、概要版の7ページをお開きいただけますでしょうか。

運営管理業務の執行状況評価の結果一覧ということで、13館が一覧表になってございます。左側にございますように、5つの評価項目、それから23の指標について、それぞれ自己評価、それから中央図書館の評価というようなことで評価をしてございます。

運営管理業務の執行状況につきましては、AまたはBということで、良好またはおおむね良好というような結果になってございます。

続きまして、その裏面の8ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、サービス水準及び運営コスト評価結果一覧ということで、これも同じように13館のものが記載されてございますが、一番左側にありますように、評価項目としては3項目、それから32の指標となっております。この中では、1番の蔵書水準につきましては高井戸図書館1館だけが、C評価というような形になってございます。それから、3番の経費の面で

は、C評価が柿木図書館ということになってございます。この辺は、Cというのはかなり改善が必要ということですが、それ以外の項目につきましてはいずれの評価項目も良好またはおおむね良好というような形で、全体としてはおおむね良好な運営結果となっております。

このサービス水準及び運営コストの評価結果につきましては、昨年度、図書館協議会のほうからも意見をいただきまして、前年比でプラスマイナスの場合、A評価、B評価というような形になっていましたが、一部レファレンス率とかボランティアの協働の事業実施率等につきましては前年比だけではなく、目標数値のような形で、レファレンスにつきましては入館者数の1%の件数によって、1%以上の件数があった場合にAにするというような数値目標に一部変えてございます。それ以外にも、昨年、不具合だったその前年比プラスマイナス5%というような部分につきましては、若干修正をして3%というような形にしている部分等が一部ございます。

それから、利用者満足度調査でございますが、昨年度、協議会のほうからはサンプル数が少ないというようなご意見もいただきまして、3日間で4,269件の回収を行いました。項目としましては、職員の声かけや職員の対応、それから図書や雑誌等の資料の状況等でございますが、すべての項目で、各館とも3ポイントから7ポイントぐらい「良い」または「やや良い」というようなアンケート結果のポイントの上昇になってございます。

概要版でございますが、今お話ししましたように、8ページまでが評価の結果が書いてございまして、9ページから14ページまでが図書館協議会の意見、提言という部分になってございます。それから、15ページ以降につきましては各館別の総括ということで、館ごとの評価がまとめて一表になっているというようなまとめ方をしております。

改善策についてでございますが、21年度の評価結果、それから図書館協議会からの意見、提言を踏まえた上で、こちらのようにアからコまでの10項目について、22年度に取り組む改善策を作成しております。まとめますと、地域の課題解決や区民の日常生活上の問題解決の支援につながるような課題解決支援の推進を行うこと。それから、レファレンスサービスにつきまして、提供体制等を強化していくこと。それから、ホームページ等を活用して積極的な情報発信をすること。というようなところで改善策を設定しております。

最後に、今後のスケジュールになりますが、明日から各図書館で閲覧用の報告書を配置いたします。また、区のホームページ、それから図書館のホームページ等で結果の概要を公表するというような予定になってございます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

どうぞ。

安本委員 これは、昨年もありましたよね。見たような記憶があるんです。去年のがないのでわからないんですが、ざっと見させていただいて、昨年よりも悪くなった点とかよくなった点とか、それでこの改善策は昨年も恐らく立てていらしたと思うんですけれども、これはどのように功を奏したのか、そのあたりをちょっとご説明いただけますか。

中央図書館次長 先ほどお話をしましたように、アンケート、利用者満足度調査などによりまして、「良い」、「やや良い」というような利用者さんの意向につきましては、各館ともすべて上昇しているというような状況になってございますが、先ほどご説明しましたC評価につきましては、若干蔵書水準や経費の部分でマイナスになったということでC評価になったところが2館ほどあるということです。評価結果につきましては、それを踏まえて各館とも取り組みを行っておりますので、特に例えば7ページの一番上にあります基本方針等の徹底につきましては、各館ともかなり評価というか、A評価が多くなっているという状況になってございます。それから、改善策につきましては、昨年度から取り組んでいる中で、なかなか改善できないものもございまして、去年の評価のご説明をしたのはかなり遅くなってからということで、すぐに取りかかれるものにつきましては、20年度の後半、また21年度当初から取りかかっております。すぐに取りかかれないものについては、21年度以降という形になってございます。特に、レファレンス等につきましてはPRが足りないということで、サインの表示等を各館で工夫して行い、利用者を増やすというような取り組みをしている状況でございます。

安本委員 例えば、前のときにA評価だったのにC評価になったとか、これしかちょっと今手だてがないので、そういうふうにはしかお話しできないんですが、そういうことはない。例えば、項目としてどこかありますか。

中央図書館次長 物によっては、その評価の仕方で、先ほどの蔵書水準等につきましては高井戸などがB評価だったものがC評価になっているというような状況になってございます。

安本委員 そういうことの理由というのはもうわかっていらっしゃるわけですか。

中央図書館次長 はい。ちょっと新規の図書購入数が、少なかったというような状況もありましてC評価になっているというようなことは、全部こちらのほうで分析をしているところです。

安本委員 Aだからいいとか、Cだから悪いという、余りそういうお話もしたくないんですけれども、それはその現状で、それなりによくしていこうというのが大事だと思うんですね。ちょっとこのアからコを今、斜めよりももっともって斜めに読まないで全部読みきれないので、ごめんなさい。あれなんですけれども、できる限りその改善策を立てたからには、顕著にそういう実績が上がるというふうなふうに思います。できれば、やっぱりちょっとよくなったのか、悪くなったのか、これだけでは私にはちょっとわからないんですね。ですので、去年はこうだったけ

れども、こういうところがよくなったとか、率直にここはもうちょっと評価が下がったとか、そういう部分を出してもらえれば、もう少しわかりやすいかなというような気はしますので、次回からお願いします。

中央図書館次長 協議会からもそのようなお話をいただきまして、館別総括表につきましては、前年度の結果なども表示ができるような、そういうレイアウトというか、様式を変更するというようなことも、現在検討してございます。

安本委員 すみません。図書館協議会というのは、全体の図書館を全部見ているということで、評価しているということですか。例えば、高井戸図書館に関しては、高井戸図書館の図書館協議会があるとか、そういうことじゃない。

中央図書館次長 中央図書館の館長の諮問機関ということで協議会が設置されてございまして、この経営評価につきましては、私どものやった自己評価の結果を見ていただきまして、意見、提言をいただいているという状況です。

安本委員 要するに、図書館協議会は1個。

中央図書館次長 はい。

安本委員 じゃ、各図書館には何かそういうような、もう少し細かく見るようなものはない。なければいけないということじゃないんですけれども、そういうものはない。

中央図書館次長 そういう仕組みにはなってございません。

安本委員 わかりました。どうもありがとうございました。

委員長 ほかに何かございますか。

私からもちょっと伺います。

7ページの運営管理業務施行評価結果は、ほとんどがAで、Bが少しありますが、良好だということですね。8ページのほうのサービス水準及び運営コスト評価結果というのはCもありまして、Bもかなりあるんですね。それで、このうちこの2のサービス水準、それから経費コスト、というのはちょっと外側なんですけど、1の蔵書水準というのは実績があります。これはどちらかというと図書館のほうでできる話、お客さんのほうじゃなくてですね、できることが1だと思っておりますけれども、そうだとすると、蔵書の水準が低いというようなのは予算が足りないということですか。予算はあるんですけども、買わなかったということですか。

中央図書館次長 両方がございます。例えば、成田図書館の場合、個別の評価でいきますと、購入冊数についてCというような形になってございますが、これについては予算はフルに使っていただいているんですが、やっぱり全体として、例えば高額なものが多ければ冊数が少なくなるというようなこともございまして、ここはC評価になってございます。ただ、高井戸図書館につき

ましては、購入した冊数自体が予算よりも少なかったというような状況になってございます。

委員長 これも、さっきの安本さんのように、とにかくよく読まないとわかりませんので、今のところたくさん言えませんが、もっと、とにかくわかりやすくしてくださるといいということは同じです。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 なければ、これで結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、残りの部分は非公開ということになりますので、その前に庶務課長から、次回の日程等について報告をお願いします。

庶務課長 秘密会に入る前に、次回の日程についてご報告をさせていただきます。

次回の日程ですが、2月10日の水曜日、午前10時から定例会を予定してございます。どうぞよろしくをお願いします。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この後は非公開、秘密会になりますので、傍聴の皆様は、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第1、議案第3号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたし、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現する観点から、労働基準法の一部が改正され、平成22年4月1日から、1カ月60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、その超えた時間の労働につきましては、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割り増し賃金を支払わなければならないこととなります。

幼稚園教育職員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法によりまして、時間外勤務手当等は支給せず、教職調整額を支給しているため、今回の改正内容は適用されませんが、原則的な規定としては設けておく必要がございます。また、義務教育等教員特別手当として、東京都の小中学校教育職員の額のおおむね2分の1の額を支給しているところですが、同手当に係る国庫負担金の縮減を受け、平成22年4月から東京都が同手当を引き下げること等を踏まえまして、他団体との均衡を図る観点から、その見直しを行うことといたしました。

た。

それでは、改正の内容でございますが、後ろから2枚めくりました新旧対照表の2ページ、3ページをご覧ください。

超過勤務手当について規定する第20条に第5項、2ページの左上になりますけれども、第5項を加え、1カ月に60時間を超えた超過勤務等を行った職員の超過勤務手当は、第1号で正規の勤務時間を超えてした勤務の時間については100分の150、深夜の時間帯は100分の175の割合で支給すること。

第2号ですが、1週間の正規の勤務時間を超えて週休日に正規の勤務時間を割り振られた時間については、割り振られる前の時間を超えた時間給について、100分の50の割合で支給をいたします。

次に、新旧対照表の4ページ、次のページでございますけれども、ご覧ください。

2点目の義務教育等教員特別手当の月額の上限でございますけれども、現行の7,900円から5,900円に改めます。

最後に、施行期日ですが、平成22年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

私、1つお伺いします。3ページの正規の勤務時間を超えて勤務した時間のところですが、深夜は夜10時から翌日午前5時まで書いてありますが、休日というのはどうなるんですか。休日は、当然、超過勤務になりますよね。

庶務課長 日曜日、あるいはこれに相当する日については、超過勤務の算定から除くという取り扱いでございます。職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する現行の週休分の取り扱いの変更はないんですけれども、こちらの事務上はそのように取り扱っているということでございます。

委員長 そうすると、それは休日出勤手当という形で別に処理するということですか、そういうものは。

庶務課長 それについては別な仕組みで休日給という仕組みになっております。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、他にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これについてご意見がないようですので、議案第3号をこのとおりに可決しても異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第3号は異議がありませんので、原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

引き続きまして、日程第2、議案第4号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

現在、区費教員の正規の勤務時間は、1日当たり8時間、1週間当たり40時間ですが、東京都では、国や他の地方公共団体の勤務時間の状況を踏まえて正規の勤務時間を見直し、平成22年4月1日から、都費教員の正規の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に短縮することを受けまして、区費教員の正規の勤務時間も同様に短縮することといたしました。

それでは、改正の内容について、新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをおめくりください。

1ページのところの第3条でございますけれども、1週間の正規の勤務時間を、そして2ページの第4条では1日の正規の勤務時間をそれぞれ先ほどのご説明申し上げたとおり改めております。

3ページから4ページにかけましては、第6条で、正規の勤務時間の短縮に伴い、既に4時間の勤務時間を週休日に振りかえているときは、残りの3時間45分についても週休日に振りかえることができることとしてございます。

また、附則の第2項でございますけれども、育児短時間勤務を行う交代制等勤務職員の1週間当たりの勤務時間に係る規定の整備をこちらでしてございます。

最後に、施行期日ですが、平成22年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、日程第2、議案第4号については原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第3、議案第5号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

労働基準法の改正に伴う超過勤務手当の支給割合の割り増しについて規定するほか、義務教育等教員特別手当の引き下げを行うものでございます。

この改正の内容ですけれども、先ほどの議案第3号と同様に改正するほか、正規の勤務時間の短縮に伴う規定整備等を行ってございます。

義務教育等教員特別手当の月額の上限につきましては、1万1,700円に改めるものでございます。

最後に、施行期日ですが、平成22年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。異議ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 この日程第3、議案第5号について、原案どおりに可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第5号、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第4、議案第6号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第6号につきましてご説明をいたします。

国家公務員の退職手当について、在職中に不祥事を起こした場合、退職した時点、あるいは非違行為が判明した時点によって取り扱いが異なることなどから、平成21年4月、国家公務員退職手当法の一部が改正され、新たな支給制限及び返納制度が整備されました。そのため、区でも法改正の趣旨を踏まえ、退職手当制度の一層の適正化を図ることといたしました。

なお、本条例は学校教育職員及び幼稚園教育職員にも適用されることから、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

議案の最後のページを1枚おめくりいただきまして、資料2をご覧ください。左上の資料2でございます。

改正の第1点でございますけれども、支給制限及び返納制度を拡充することでございます。

裏面もあわせてご覧いただきたいと思いますが、退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受け

る行為があったと認められる場合等につきましては、退職をした者またはその遺族等に対し、支払い前であれば全部または一部を支給しないことができることとし、支払い後であれば全部または一部を返納させることを命ずることができることとしてございます。

改正の第2点でございますが、支払い差し止め制度を拡充いたします。退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思われる場合は、退職をした者またはその遺族等に対し、退職手当の支払いを差し止めることができることといたします。

次に、改正の第3点ですけれども、人事委員会への諮問についてです。処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限及びすべての返納命令を行う際には人事委員会に諮問することといたします。

以上の改正を行うため、すごく資料が厚いんですけれども、新旧対照表に記載してありますとおり、それぞれ必要な規定整備等を行っているものでございます。

最後に、施行期日ですが、平成22年4月1日としています。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましょうか。

今まで私が知っているところだと、この支給制限及び返納についてですね、命令ではなくて、勧告をして返してはどうかということになっているのが多いと思うんですけれども、命令するというのは前からあるんですか、こういう例は。返納命令。

庶務課長 これは、今回の法改正に伴って、新たにそういう趣旨を徹底して一層の適正化を図ると、こういう改正でございます。

委員長 命令をすると、その該当者が返さなかったらどうなるんですか。

庶務課長 少々お待ちください。すいません。

委員長 命令した以上、返さなければ強制執行するわけですよね。そうしなければ、取り立てられませんから。

庶務課長 そうですね。ちょっと記載が、大変恐縮ですけれども、返納命令、それに従っていただけない場合には必要な……。わかりました。

委員長。

委員長 はい。

庶務課長 返納命令をして、その後にそれに従わない場合の手続については、少し判然としていない部分もありますので、確認の上ですね、後ほどご報告申し上げたいと思います。

委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、それは後ほど追加説明が出るそうですから、この原案につきましては、原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第6号は原案のとおりに可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第5、議案第7号「平成21年度杉並区一般会計補正予算(第6号)」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第7号につきましてご説明をいたします。

今回の補正予算は、主として年度末にあたり、所要の調整を行うものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、資料の1ページというところをご覧ください。資料の1ページでございます。

まず、7教育費ということで左側でございますけれども、教育費につきまして、補正額欄の一番上にありますとおり、2億4,300万円余を減額補正いたします。その内訳でございますけれども、エコスクールの推進でございまして、ここでは3校で実施した校庭芝生化の規模が当初の予定よりも少ない規模であったこと、あるいは、エコ改修等の契約金額を低く抑えることができたことによる減、あるいは次の、認定講師事業補充教員の部分では、当初の想定必要数を下回ったことによる減でございます。

次のところで小学校の施設整備でございますけれども、これはプラスの部分でございまして、国が昨年12月に緊急的な補助事業というものを創設をいたしました。これを活用して、小学校1校の雨水流出抑制対策、グラウンドの下部分の整備、これを行うために、3ページに記載の繰越明許費補正を同時に行い、年度を超えてですね、この補助金を活用した雨水流出抑制対策の整備を行うというものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、次の高井戸小学校の改築、その次の小学校の耐震改修、あるいは最後の井草中学校の改築につきましては、いずれも工事の契約金額を低く抑えること等ができたことによる減でございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、第7号を原案どおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、議案第7号は原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

その次に、これが最後になりますが、日程第6、議案第8号「平成22年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第8号につきましてご説明をいたします。

平成22年度予算につきましては、資料には書いてございませんが、すぎなみ改革であすを開く予算として編成されてございます。

資料の1ページをご覧ください。

資料の1ページには予算編成に関する基本方針を記載しておりますけれども、この中で4にありますように、今回の編成にあたりましては、政権交代に伴う国の施策動向等にも留意して、全体として予算編成に取り組んだものでございます。

次に、3ページお開きください。

当初予算の款別の集計表、一般会計の部分でございますけれども、ここの一番下の一般会計の歳出合計欄をご覧ください。平成22年度は1,512億8,300万円、これは前年度比6%増となっております。この内容は、課税収入等の歳入確保が非常に厳しいという中であって、これまでの行革効果により積み立ててきた基金の一部繰り入れ等により対応するということで、結果としてこのような額に相なっております。

この下から7番目の教育費でございますけれども、記載のとおり、22年度177億4,423万円余でありまして、これは前年度比16.3%増で、歳出合計に占める割合は11.7%となっております。ちなみに、前年度は10.7%でございました。若干伸びてございます。

続いて、教育費の主な内容につきましては、10ページ以降の資料でご説明を申し上げたいと存じます。10ページをお開きください。

10ページ、投資事業でございますけれども、この中では、一番上のエコスクールの推進では校庭緑化2校のほか、商店街連合会等との区との協定に基づくレジ袋削減協力金、これを活用したビオトープの整備等を行います。

その下の小学校の施設整備でございますけれども、今年度2校で行いました歯みがき推進モデル校、小学校2校でございます。これを新たに小学校5校増やしまして、洗面台や水道蛇口の増設整備、これを行うほか、あるいは引き続き学校施設の安全対策、校舎改築等を計画的に進めるものでございます。

なお、校舎改築につきましては、高井戸小学校、天沼小学校、松溪中学校、これがそれぞれ22年度をもって竣工となる予定でありまして、新たに高井戸第二小学校の改築に向けた基本設計等

に取り組んでまいります。

次に、主な既定事業について、13ページをお開きください。

主な既定事業のうち、13ページでは、上のほうにありますとおり、学校適正配置、あるいは小中一貫教育の実施など、将来を見据えた新しい学校づくりの取り組みを進めるとともに、（仮称）教育憲章の制定を目指してまいります。

また、地域運営学校につきましては15校の指定、学校指定支援本部につきましては全校に設置と。このほか、魅力ある中学校づくりのために、合同部活動、合同学習会の実施、中学生レスキュー隊の充実等に取り組んでまいります。

続きまして、14ページでございます。

14ページの上の部分、特別支援教育につきまして、臨床心理士等による巡回指導の充実や、情緒障害学級の増設等を図ってまいります。

また、学校図書館司書につきましては、現行の11名のほか、都の緊急雇用創出のための補助金を活用した11名を新たに加え、合計で22名の配置といたします。

続きまして、15ページでございますが、15ページでは薬物乱用防止教育を新たに全小中学校で実施してまいります。

続きまして、17ページでございます。

17ページ、前後して区立幼稚園に関連する経費が載っておりますけれども、区立幼稚園2園を区独自の幼保一体化施設である子供園に転換するとともに、この機会をとらえて私立幼稚園保護者の負担軽減を図るため、入園料助成金及び保育料補助金を大幅に拡充してまいります。

続きまして、18ページでございます。

18ページ、図書館運営のところでございますけれども、中央図書館で国民読書年記念事業を行うほか、地域図書館6館で指定管理者による運営を開始するとともに、7館での正月開館を実施してまいります。

また、第11回となる中学校駅伝大会の開催など、学習・スポーツ活動の充実を図ってまいります。

最後に、20ページの新規・臨時事業でございます。これは、区全体のいろいろな事業が入っておりますけれども、教育関連といたしましては都の補助金を活用して、先ほどご説明した学校図書館司書の増員、あるいは学校へのICT支援員派遣事業の実施、あるいは特別支援関連で学習支援教員の増員等を行ってまいります。

以上、簡単でございますけれども、22年度予算の概要につきましてご説明申し上げました。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、特にご質問、ご意見がなければ、原案どおりに可決してもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議ありませんので、議案第8号は原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

はい。

庶務課長 先ほど退職金の返納命令に関してご説明を申し上げたいと思います。先ほど大変失礼しました。

返納命令に従わない場合の規定につきましては、国の法令にもその規定がない。私どもの条例にもないというところで、返納を求めてですね、議会の議決を経た上で、いわゆる訴訟提起することになるかというふうに考えてございます。先ほどは大変失礼しました。

それと、念のためですね、確認でちょっとご説明申し上げます。先ほど、別の議案のときに休日給の話がございました。私も不確かにお答えして大変恐縮だったんですけども、通常はですね、休日、祝日については正規の勤務時間が割り振られていますけれども、勤務を免除されるということになるため、休日に勤務した場合は超勤手当でなく休日給となります。これが、制度の基本の考え方です。ただ、教員にはですね、休日給も支給されないということになっておりますので、考え方としてはそういうことなんですけれども、現実には現行の仕組みの中で休日給の支給もないということなので、先ほどちょっと不確かなお答えだったかもしれません。

委員長 代休を与えるとか、そういうこともないんですか。

庶務課長 そのいわゆる振替えということは当然あります。

委員長 振替えはありますよね、当然ありますね。

庶務課長 当然あるということでございます。

委員長 結構です。ありがとうございました。

庶務課長 大変失礼しました。

委員長 それでは、追加の説明ございましたが、予定された日程はすべてこれで終了いたします。

本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。